東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成27年度 不適合管理委員会報告情報(平成27年 8月21日(金)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 8月21日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)海水側前部水室排水弁において、シート部 に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
2	その他	プロセス放射線モニター系主排気筒放射線モニター試料採取配管点検用架台の昇降梯子において、破損が認められたため、当該梯子を修理。 なお、当該梯子については、使用禁止(ロープで固縛、使用禁止札を表示)とした。	対象外	